

3月行事予定

1	火	こころの健康相談(ゆめトピア長船)13:30~15:00
2	水	心配ごと相談(邑久町総合福祉センター)9:00~15:00
3	木	
4	金	発達相談(ゆめトピア長船)
5	土	
6	日	春一番コンサート(邑久町公民館ホール)13:00~15:00
7	月	
8	火	育児相談(牛窓町総合福祉センター)10:00~12:00 育児相談(ゆめトピア長船)9:30~11:00
9	水	成人健康相談(邑久保健センター)9:30~10:30
10	木	精神保健福祉相談(地域生活支援センタースマイル1階)13:30~14:30
11	金	
12	土	
13	日	心配ごと相談(ゆめトピア長船)10:00~15:00
14	月	
15	火	邑久中・長船中卒業式 子育てサロン(ゆめトピア長船)10:00~11:20 こころの健康相談(ゆめトピア長船)13:30~15:00
16	水	牛窓中卒業式 行政・人権相談(邑久町公民館)10:00~15:00 心配ごと相談(邑久町総合福祉センター)9:00~15:00 住宅増改築相談(瀬戸内市役所)9:00~15:00
17	木	幼稚園卒業式(長船地域) 年金相談(ゆめトピア長船)10:00~15:00
18	金	幼稚園卒業式(邑久地域・牛窓東)
19	土	
20	日	春分の日
21	月	振替休日
22	火	幼稚園卒業式(牛窓西・牛窓北) 育児相談(ゆめトピア長船)9:30~11:00
23	水	市内小学校卒業式 行政・心配ごと相談(牛窓町総合福祉センター)9:00~15:00 人権相談(牛窓町総合福祉センター)10:00~15:00
24	木	精神保健福祉相談(地域生活支援センタースマイル1階)13:30~14:30 育児相談(福田子育て支援センター)9:30~11:00
25	金	市内幼稚園・小・中学校終了式 人権相談(ゆめトピア長船)10:00~15:00 リフレッシュ体操教室(ゆめトピア長船)9:30~11:30
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	
31	木	



国民年金の制度が4月から一部変更 若年者納付猶予制度

今までは、所得の高い世帯主(親)と同居している低所得の若年者が保険料の免除を申請したときは、本人、配偶者、世帯主の所得が審査されるため、免除対象となりませんでした。

4月以降10年間は、30歳未満の若年者で、本人と配偶者の所得が免除に該当すれば、納付が猶予されます。(学生は、学生納付特例以外の申請はできません)この納付猶予期間中に障害などの不慮の事態が生じた場合は、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。

特別障害給付金

国民年金制度の発達過程で生じた特別な事情が原因

乳幼児健診日変更

来年度から乳幼児健診の対象年齢を市内で統一するため、3月に実施予定の乳幼児健診日が一部変更になります。ご迷惑をおかけしますがよろしくお願ひします。

変更後の乳幼児健診の日程は今年度末に配布する「平成17年度健康カレンダー」に記載します。

《邑久地域》

	対象者	変更前	変更後
9・10か月健診	H16年6月生まれ	3月4日(金)	5月
1歳6か月健診	H15年8・9月生まれ	3月8日(火)	5月

*平成16年5月生まれの方は、予定通り平成17年3月4日に9・10か月健診を実施します。

《長船地域》

	対象者	変更前	変更後
2歳児歯科健診	H14年12月生まれ H15年1・2月生まれ	3月16日(水)	6月
3歳児健診	H13年10・11月生まれ	3月9日(水)	4月

また、各乳幼児健診の健診内容は従来どおり個別通知します。

■問い合わせ先
市健康づくり推進課
☎2615962



3号未納の特例は届け出を

17年4月1日以前にすでに3号(いわゆるサラリーマンの奥さん。厚生年金、共済組合などの被扶養配偶者)の届け出がある人で、届け出が2年以上遅れたために、3号被保険者の期間ではあるが未納の扱いとなつている期間は、特例の届け出をすることで、納付済みとなります。年金受給には、届け出のあった翌月から年金額に反映されます。

今後、届け出もれで未納が発生した場合は、やむを得ない理由を条件として、この特例の届け出をすることで、2年以上さかのぼる期間についても納付済みとなります。以前にも期限付きの特例として実施されましたが、今回は恒久的措置

で、障害基礎年金を受給していない障害者対象の福祉的措置が始まります。

●特別障害給付の対象
平成3年3月以前の国民年金任意加入対象の学生、昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象の被用者(厚生年金、共済組合などの加入者)の配偶者で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する人です。

●支給額
1級が5万円、2級が4万円(いずれも月額)

●4月中に請求書の提出を
給付金は請求のあった翌月から支給されるので、4月に請求すると5月分からは必要になります。過去の状況確認が必要になるなど、障害認定に非常に時間がかかる場合もありますが、必要な添付書類が全部そろわない場合も、まずは4月中に市の窓口で請求書を提出してください。

で、将来年金を請求する時点などで分かったときも、届け出が可能になります。

新たに口座振替早引割引制度

通常の毎月口座振替で保険料を納付すると、翌月末の引き落としで1ヵ月分が13,300円(16年度。17年度は変更)ですが、引き落とし日を1ヵ月早くすると(例 現在は4月分を5月末に引き落とし↓4月分を4月末に引き落とし)、1ヵ月分の保険料が40円(予定)安くなる制度です。現在、納付書や毎月口座振り替えで支払いしている人は、この機会に手続きをしてはいかがでしょうか。

※割引金額は変更の可能性がありますが、納付書払にはこの制度は適用されません。

■問い合わせ先
市市民課
☎2211790
市牛窓支所市民生活課
☎3413432
市長船支所市民生活課
☎2612016

人の動き

《平成17年2月1日現在》
人口 **40,659人**(+15)
男 **19,421人**(+10)
女 **21,238人**(+5)
世帯 **13,713戸**(+10)
※()内は前月比

表紙説明

1月30日、邑久町漁業協同組合で開催されたかきまつりの一場面。